

令和6年度監査結果に基づく措置状況

監査の種類		定期監査			
No.	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	政策部 政策推進課	時間外勤務について、「亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第11条」に定める基準を超える職員がいた。事務量の見直しを行い、基準を順守されたい。	指摘	業務分担や業務スケジュールの整理により業務の平準化に加え、ノー残業デーの徹底等により、基準の順守を図りました。	措置済
2	総務財政部 総務課	給食調理員・保健師等専門職の会計年度任用職員の募集について、事務の合理化の観点から、人事給与グループで集約し、取り組まれたい。	意見	給食調理員・保健師等専門職の採用にあたっては、所管部署がその募集を行う現行の運用方法が最も機動的かつ合理的に対応できるものと考えていますが、例えば年度当初における会計年度任用職員の募集については、人事給与グループが全ての職種において集約するなど、全庁的な観点から事務の効率化につながる方法について引き続き検討します。	検討中
3	総務財政部 財務課	時間外勤務について、「亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第11条」に定める基準を超える職員がいた。事務量の見直しを行い、基準を順守されたい。	指摘	事務の効率化を進めるとともに、職員間での業務フォロー、ノー残業デーの徹底などを行い、基準を順守するよう周知しました。	措置済
4		補助金等に係る申請方法について、事務の簡素化を図るため、見直しをされたい。	意見	補助金等の交付事務については、補助金等交付規則等に則り、適正な執行のために必要な手続は行いつつ、省略や統合をしても問題ないものについては、事務の効率化の観点から、全体的な見直しについて検討します。	検討中
5		物品購入に係る支払い事務について、行政改革の観点から、支払い事務の効率化に努められたい。	意見	物品購入に係る支払事務については、物品調達等に関する要綱等に則り、適正な手続を進めるとともに、集約することで効率化につながる業務については、行政改革の観点から、市全体として取り組む検討を行います。	検討中

令和6年度監査結果に基づく措置状況

監査の種類		定期監査			
No.	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
6	総務財政部 税務課	事務の合理化を図るため、強制徴収 公債権回収の一元化に努められたい。	意見	令和4年度から税債権の一元化を実施 しました。令和6年度に市民課と協議を 行い、令和7年度から市民課医療年金グ ループ所管の介護保険料および後期高齢 者医療保険料について、市税との重複滞 納者について、税務課を窓口とし滞納整 理を行うこととしました。今後も滞納処 分等判定委員会を中心に報告および協議 を行い、取り扱う債権を増やしていくこ とを検討します。	実施中
7	市民文化部 まちづくり 協働課	市民活動応援交付金制度について、 団体の活動実績を確認し、制度の有効 化を図られたい。	意見	令和7年度から登録団体からの実績報 告書提出の際に、新たに活動報告書の提 出を求めて、活動実績の確認を行うこと にしました。	措置済
8	市民文化部 市民課	年次有給休暇の取得日数について、 特定事業主行動計画の目標を達成でき るよう、計画的、積極的な取得を職員 に推奨されたい。	意見	所属職員の年次有給休暇取得日を定期 的に確認し、取得日数が少ない職員につ いては、計画的・積極的に取得するよう 促しました。	措置済
9	市民文化部 歴史博物館	新博物館法の規程に基づき、歴史博 物館資料をデジタル化し、保存されたい。	意見	歴史博物館資料は膨大であることか ら、順次デジタル化を実施しています。 既存のデジタルデータについても整理を しつつ、デジタル・アーカイブ化に向け て進めて行きます。	実施中
10	健康福祉部 健康政策課	年次有給休暇の取得日数について、 特定事業主行動計画の目標を達成でき るよう、計画的、積極的な取得を職員 に推奨されたい。	意見	業務分担の見直しや、定期的な業務の 進捗状況の確認を行い、業務の応援の必 要性について職員間で情報共有を図りま した。引き続き、計画的に年次有給休暇 が取得できる環境を整えます。	措置済
11		重要備品の管理について、物品管理 規則に基づき処理されたい。	意見	物品管理規則に基づき、対象備品を保 管転換および処分の手続を行いました。	措置済
12	健康福祉部 地域福祉課	年次有給休暇の取得日数について、 特定事業主行動計画の目標を達成でき るよう、計画的、積極的な取得を職員 に推奨されたい。	意見	定期的にミーティングを行い、事業の 進捗状況の確認を行い、業務の応援の必 要性について職員間で情報共有を図りま した。引き続き、計画的に年次有給休暇 が取得できる環境を整えます。	措置済

令和6年度監査結果に基づく措置状況

監査の種類		定期監査			
No.	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
13	子ども未来部 子ども政策課	時間外勤務について、「亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第11条」に定める基準を超える職員がいた。事務量の見直しを行い、基準を順守されたい。	指摘	職員相互の応援体制を促すことや業務分担の見直しなどで、基準の順守に努めました。	措置済
14		年次有給休暇の取得日数について、特定事業主行動計画の目標を達成できるよう、計画的、積極的な取得を職員に推奨されたい。	意見	定期的に休暇取得日数を確認し、取得日数が少ない職員には、計画的・積極的に取得するよう促しました。	措置済
15		防犯カメラについて、各園の設置すべき場所を調査し、設置することを検討されたい。	意見	令和7年度に各園における防犯カメラが適切な位置に設置されているかどうかについて改めて検証し、その結果により設置場所や設置台数について検討します。	検討中
16		保育士や幼稚園教諭に対して、一人一台パソコンを貸与し、業務の効率化を図られたい。	意見	保育士等に貸与するパソコンについては、全庁的な台数の確保との調整が必要となることから、担当部署と協議し、必要数の確保に向けて調整しました。	措置済
17		保育総合支援システム「コドモン」の活用について、園によって活用状況がさまざまであることから、統一したマニュアルを作成するなど保育サービスの充実を図られたい。	意見	各園の職員が集まり、情報共有ができる場を設けるなどにより活用を広げ、さらなる保育サービスの充実と保育士の業務の効率化を図ります。なお、令和7年度からはこれまで全園において書面で配布していました「食育だより」と「あいっこ・あすれっこだより」をコドモンで配信することで、業務の効率化を図りました。	実施中
18		園長の庶務用務が煩雑であること、また、保育士が現金を取り扱っていることから、事務補助員の配置やキャッシュレス化を行い、園児の教育・保育に専念できるよう努められたい。	意見	市が徴収する延長保育の利用料等については、コドモンにデータを登録することで口座振替による徴収が可能となりますが、その手続については調整が必要となりますので、その検討を進めます。	検討中

令和6年度監査結果に基づく措置状況

監査の種類		定期監査			
No.	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
19	子ども未来部 子ども政策課	保育園の土曜保育について、市内保育園で当番制にするなど効率的に業務を行うよう検討されたい。	意見	土曜保育については全園において実施することが前提とされています。土曜保育の当番制などの一部の園での実施は、保護者にとっては利用にあたり実施園を確認すること、送迎に時間がかかる場合があるなどの影響があり、児童にとっては通常とは違う環境での保育となるなどの影響が考えられますので、その実施については慎重に検討します。	検討中
20	子ども未来部 子ども総合支援課	時間外勤務について、「亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第11条」に定める基準を超える職員がいた。事務量の見直しを行い、基準を順守されたい。	指摘	事務分担について、業務の増加時期や、職員個人の事務量を考慮して特定の職員に偏ることのないよう業務分担の見直しを行い、勤務時間の超過抑制及び有給休暇取得に向け取り組んでいます。今後は、年間業務スケジュールの見直し、職員間での業務フォロー、ノー残業デーの徹底などを行い、基準の順守に努めます。	実施中
21		年次有給休暇の取得日数について、特定事業主行動計画の目標を達成できるよう、計画的、積極的な取得を職員に推奨されたい。	意見	職員に定期的に周知し、計画的、積極的に取得できるよう促しています。また、事業の進捗状況や業務フォローの必要性等についてメンバー間で情報共有を図っています。引き続き、計画的・積極的に年次有給休暇を取得できる環境を整えます。	実施中
22	地域医療部 病院総務課	重要備品について、台帳との不整合が見受けられるため、適正に管理されたい。	意見	台帳と整合し、適正に管理するよう改善しました。	措置済
23	教育委員会 事務局 学校教育課	小・中学校の欠席連絡等のシステムについて、事務の効率化、手続き簡素化および個人情報保護の観点から、市で統一されたシステムの導入を検討されたい。	意見	令和7年度から、市内統一の欠席連絡システムおよび保護者連絡システムを導入することとしました。	措置済
24	議会事務局 議事調査課	公用車（ハイエース）の運行距離が少ないことから、市の共用車にするなど検討されたい。	意見	令和7年4月1日から、市の共用車としました。	措置済

令和6年度監査結果に基づく措置状況

監査の種類		指定管理者監査			
No.	1.対象団体 2.所管課	指摘事項	指摘 区分	措置の内容	措置状況
1	2.所管課 建設部 都市整備課	<p>対象団体：公益財団法人 亀山市地域社会振興会</p> <p>対象施設：都市公園施設等</p> <p>業務仕様書「物品管理業務」において、新たに必要となった備品は市が予算の範囲内で調達し、それ以外の物品は指定管理者が調達することになっているが、指定管理者の費用で購入している事例が見受けられた。指定管理業務を円滑に進めるためにも、指定管理者が備品を購入する場合もあることから、備品に関する規定を見直されたい。</p>	意見	<p>指定管理者が市貸与の備品同等品を業務で必要上调達する場合は、「市と協議する」ことを業務仕様書内に追記しました。</p>	措置済
2		<p>対象団体：公益財団法人 亀山市地域社会振興会</p> <p>対象施設：都市公園施設等</p> <p>指定管理者に貸与した備品について、公園管理用備品一覧の内容と現物に不整合が見受けられた。整合が図られるよう適切に管理されたい。</p>	意見	<p>公園管理用備品一覧の内容について、市と指定管理者で改めて現物の確認を行い整理しました。</p>	措置済

令和6年度監査結果に基づく措置状況

監査の種類		行政監査			
監査のテーマ		工事検査監が行う工事検査に関する事務について			
No.	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	総務財政部 工事検査監 (兼)設計審査 監	亀山市工事検査規程第6条に定める工事検査基準が規定されていないことから、亀山市の工事検査基準の規定を設け、検査の適切な実施を図られたい。	意見	亀山市の工事検査基準の規定を設けました。	措置済